

事務連絡

平成24年4月27日



5組合事務局長 殿

日本内航海運組合総連合会

理事長 影山 幹雄

留保対象トン数の第三者使用に係る消費税の取扱いについて

留保対象トン数の第三者への使用許諾取引に係る消費税の取扱いについては、従来、消費税の課税対象外（不課税）として取り扱っていたところですが、当該取引について、消費税の課税対象となるという取扱い（司法判断）が示されました。

つきまして、今後の使用許諾取引については、

- ① 使用許諾する内航海運業者は、消費税の課税売上げ
 - ② 使用許諾を受ける内航海運業者は、消費税の課税仕入れ
- として取扱われる旨、組合員に周知徹底をお願いします。

なお、この事務連絡は、とり急ぎ、今後の取引における消費税の課税関係の変更についてお知らせするものであり、この変更による問い合わせ等については、現在整理中であることを申し添えます。